

# 岐阜県公報

号外(五) 令和八年四月一日

## 規則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第四十号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則(昭和四十三年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「四人」を「三人」に改め、同条第四項第一号中「秘書広報統括監」を「知事公室長」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県規則第四十一号

岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

## 目次

### 規則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則	(秘書広報課)	一
岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部を改正する規則	(行政管理課)	一
岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	二
岐阜県職員保健審査会規則の一部を改正する規則	(同)	三
岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	三
岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	四
訓令		
甲		
岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令	(秘書広報課)	四
岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令	(行政管理課)	四
岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(職員厚生課)	五
岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令	(法務・情報公開課)	五
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(税務課)	六
岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令	(管財課)	六

岐阜県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則（平成十一年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。  
 第二条中「岐阜県総務部行政管理課」を「岐阜県知事公室行政管理課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十二号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表六の項中「環境エネルギー生活部環境生活政策課」を「環境エネルギー生活部自然環境課」に改め、同表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同項の次に次のように加える。

十一 商工 労働部産 業デジタル 推進課	1 現場業務 に従事する 職員（施設 管理に關す る業務に従 事する職員 に限る。）	作業服（上・ 下） 防寒服	夏用・冬用 各一着	二年	
			一着	三年	

別表二十四の項第一号中

作業服（上・ 下）	一着	三年	
--------------	----	----	--

を

作業服（上・ 下）	夏用・冬用 各一着	二年	建築指導課の盛 土規制に關する 業務に従事する 職員を除く。

に改め、同表二十八の項中

防寒服	一着	三年	建築指導課の盛 土規制に關する 業務に従事する 職員に限る。
長靴	一足	三年	建築指導課の盛 土規制に關する 業務に従事する 職員に限る。
登山靴	一足	二年	建築指導課の盛 土規制に關する 業務に従事する 職員に限る。

「都市建築部都市公園・交通局都市公園課」を「都市建築部リニア未来都市局公園緑地課」に改め、同表中四十八の項を削り、四十七の項を四十八の項とし、三十八の項から四十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十七の項中

1 相談判定 課の相談判 定に關する 業務を担当 する職員で 補装具の修 理に従事す るもの	作業服（上・ 下）	夏用・冬用 各一着	二年
---	--------------	--------------	----

を

1 相談判定 課の相談判 定に関する 業務を担当 する職員で 補装具の修 理に従事す るもの	作業服（上・ 下）	夏用・冬用 各一着	二年
	2 理学療法 士及び作業 療法士	シャツ	二着

に改め、同項

を同表三十八の項とし、同表中三十六の項を三十七の項とし、三十二の項から三十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十一の項第三号中「臨床検査技師に」を「職員に」

に改め、同項第六号中

三年  
環境衛生業務に  
従事する職員に  
限る。

を 三年

に改

め、同項を同表三十二の項とし、同表三十の項の次に次のように加える。

三十一 岐 阜地域環 境事務所 職員	1 現場業務 に従事する 職員	作業服（上・ 下）	夏用・冬用 各一着	二年
		防寒服	一着	三年
	長靴	一足	三年	
	登山靴	一足	二年	

別表中六十二の項を六十三の項とし、同表六十一の項第一号中

長靴

一足 三年

を

長靴

一足 三年

登山靴

一足 二年

盛土規制に關する業務に従事す

に改め、同項を同表六十二の

項とし、同表中六十の項を六十一の項とし、五十三の項から五十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十二の項の次に次のように加える。

五十三 水 産研究所	1 試験研究 業務に従事 する職員	作業服（上）	一着	二年
		作業服（下）	一着（隔年 で二着）	一年
	防寒服	一着	三年	
	防寒長靴	一足	二年	
	長靴	一足	二年	

る職員に限る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員保健審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十三号

岐阜県職員保健審査会規則の一部を改正する規則

岐阜県職員保健審査会規則（平成二十五年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「総務部職員厚生課」を「知事公室職員厚生課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十四号

岐阜県公有財産規則の一部を改正する規則

岐阜県公有財産規則（昭和三十九年岐阜県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「岐阜県部等設置条例」を「岐阜県部設置条例」に改め、「秘書広報統括監」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四十五号

岐阜県職員職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員職務発明等に関する規則（昭和五十三年岐阜県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第六項中「総務部次長」の下に、「知事公室人事課長」を加え、「総務部人事課長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十号

庁中一般  
各県事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定中「広報課長」を「秘書広報課長」に改める。

別表広報課長の項中「広報課長」を「秘書広報課長」に、「知事直轄組織」を「知事公室」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程（昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部財政課長」を「知事公室人事課長」に改める。

「総務部人事課長」を「総務部財政課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程(昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「総務部長」を「知事公室長」に改め、同条第二号中「総務部職員厚生課長」を「知事公室職員厚生課長」に改める。

別表第二保健所長の項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十二号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「岐阜県部等設置条例」を「岐阜県部設置条例」に、「知事直轄組織及び部並びに」を「部及び」に改め、同条第五号中「組織規則」を「及び組織規則」に改め、「及び組織規則第二十二條に規定する秘書広報統括監」を削る。

第三条の二第一項第二号中「清流の国ぎふ」創生総合戦略」を「総合戦略」に改める。

第二十二條第一項第三号中「又は」を「」に改め、「平成十八年法律第五十号」の下に「又は公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)」を加える。

第三十五條第一項第一号八及び水中「総務部人事課」を「知事公室人事課」に改め、同号ヨ中「清流の国ぎふ」創生総合戦略」を「総合戦略」に、「清流の国推進部清流の国づくり政策課」を「総合企画部総合政策課」に改める。

別表第一中

秘書課	秘
広報課	広

を

秘書広報課	秘広
行政管理課	行
人事課	人
職員厚生課	職

に改め、同表人

事課の項、行政管理課の項、職員厚生課の項及びSDGs推進課の項を削り、同表市町村課の項の次に次のように加える。

統計課	統
-----	---

別表第一省エネ・再エネ社会推進課の項の次に次のように加える。

自然環境課	自環
-------	----

別表第一統計課の項及び岐阜地域環境室の項を削り、同表医療福祉連携推進課の項の次に次のように加える。

健康推進課	健推
-------	----

別表第一県産品流通支援課の項を削り、同表観光資源活用課の項を次のように改める。

観光企画課	観企
-------	----

別表第一国際交流課の項、ねんりんピック推進事務局の項及び都市公園課の項を削り、同表リニア推進課の項の次に次のように加える。

公園緑地課	公緑
-------	----

別表第一消防学校の項の次に次のように加える。

岐阜地域環境事務所	岐環
-----------	----

別表第一生活技術研究所の項の次に次のように加える。

旅券センター	旅
--------	---

別表第一旅券センターの項及び水産研究所の項を削り、同表飛騨家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

水産研究所	水研
-------	----

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十四号

総務部  
出納事務局  
各県税事務所  
自動車税事務所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「岐阜地域環境室長」を「岐阜地域環境事務所長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般  
各現地機関

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

岐阜県防火管理者規程の一部を改正する訓令

岐阜県防火管理者規程（昭和三十六年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表南飛騨健康増進センターの項中「保健医療課」を「健康推進課」に改め、同表スマート農業推進センターの項中「スマート農業推進室長」を「農業イノベーション推進室長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社